

議案第38号

日進市税条例及び日進市税条例の一部を改正する条例の一部改正について

日進市税条例及び日進市税条例の一部を改正する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年6月7日提出

日進市長 近藤裕貴

1 提案理由

この案を提出するのは、地方税法の一部改正に伴い、日進市税条例及び日進市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する必要があるからであります。

2 主な改正点

(1) 個人市民税について、次の規定の整備を行う。

ア 住宅借入金等特別税額控除の適用に係る入居を令和7年までとし、控除期間13年に合わせて、控除期限を令和20年度までに延長する。

イ 上場株式等の配当及び譲渡所得の課税方式を所得税と同じ課税方式とする。

(2) 固定資産税について、固定資産課税台帳記載事項証明書の交付等の際に、DV被害者等の申出を行った旨の登記所からの通知に基づき、住所に代わる事項を記載するものとする。

(3) その他必要な規定の整理を行う。

日進市税条例及び日進市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
 条 例 第 号

(日進市税条例の一部改正)

第1条 日進市税条例(昭和29年日進町条例第5号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(納税証明書の交付手数料)</p> <p>第20条の4 法第20条の10に規定する納税証明書の交付(<u>法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。</u>)を請求する者は、手数料を納付しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(所得割の課税標準)</p> <p>第32条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 <u>前項の規定は、前年分の所得税に係る第35条の3第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。</u></p>	<p>(納税証明書の交付手数料)</p> <p>第20条の4 法第20条の10に規定する納税証明書の交付を請求する者は、手数料を納付しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(所得割の課税標準)</p> <p>第32条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 <u>前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定配当等申告書(市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)</u>に<u>特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき(特定配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)</u>は、<u>当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>第35条の2第1項の規定による申告書</u></p> <p>(2) <u>第35条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合に</u></p>

5 略

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第35条の3第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

第33条の9 所得割の納税義務者が、第32条第4項に規定する確定申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する確定申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第33条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得

おける当該確定申告書に限る。)

5 略

6 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定株式等譲渡所得金額申告書(市民税の納税通知書が送達される時まで提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき(特定株式等譲渡所得金額申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第35条の2第1項の規定による申告書

(2) 第35条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

第33条の9 所得割の納税義務者が、第32条第4項に規定する特定配当等申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第33条の3及び前3条の

割の額から控除する。

2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。

3 略

(市民税の申告)

第35条の2 第25条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、市長の定める様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で、前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控

規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の申告書に係る年度分の個人の県民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。

3 略

(市民税の申告)

第35条の2 第25条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、市長の定める様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で、前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。)若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第33条の7の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。))の控除を受けよう

除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第33条の7の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第26条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

- 2 前項の規定により申告書を市長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。)が提出すべき申告書の様式は、施行規則第2条第3項ただし書の規定により、市長の定める様式による。

3～9 略

(所得税に係る更正又は決定事項の申告義務)

第35条の3 略

- 2 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項(施行規則第2条の3第1項に規定する事項を除く。)のうち法第317条の2第1項各号又は第3項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定により付記された事項は、前条第1項又は第3項から第5項までの規定による申告書に記載されたものとみなす。

- 3 第1項本文の場合には、確定申告書を提出する者は、当該確定申告書に施行規則第2条の3第2項各号に掲げる事項を付記しなければならない。

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第35条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するも

とするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第26条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

- 2 前項の規定により申告書を市長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。)が提出すべき申告書の様式は、施行規則第2条第4項ただし書の規定により、市長の定める様式による。

3～9 略

(所得税に係る更正又は決定事項の申告義務)

第35条の3 略

- 2 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項(施行規則第2条の3第1項に規定する事項を除く。)のうち法第317条の2第1項各号又は第3項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定により附記された事項は、前条第1項又は第3項から第5項までの規定による申告書に記載されたものとみなす。

- 3 第1項本文の場合には、確定申告書を提出する者は、当該確定申告書に施行規則第2条の3第2項各号に掲げる事項を附記しなければならない。

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)

第35条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するも

のは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) 略

(2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。)の氏名

(3) 略

(4) 略

2～5 略

(個人¹の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第35条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第51条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有しない者を除く。)を有する者(以下この条において「公的年金

のは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) 略

(2) 略

(3) 略

(4) 略

2～5 略

(個人¹の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第35条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由

等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) 略

(2) 特定配偶者の氏名

(3) 略

(4) 略

2～5 略

(特別徴収税額の納入の義務等)

第51条の7 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の10日までに、施行規則第5号の8様式又は施行規則第2条第3項ただし書の規定により総務大臣が定めた様式による納入申告書を市長に提出し、及びその納入金を市に納入しなければならない。

(固定資産課税台帳の閲覧手数料)

第67条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の閲覧(法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。)の手数料は、日進市使用料及び手数料条例(平成12年日進市条例第2号)別表第2に定める額とする。ただし、法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合には、手数料を徴しない。

(固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料)

第67条の3 法第382条の3に規定する固定資

して、市長に提出しなければならない。

(1) 略

(2) 略

(3) 略

2～5 略

(特別徴収税額の納入の義務等)

第51条の7 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の10日までに、施行規則第5号の8様式又は施行規則第2条第4項ただし書の規定により総務大臣が定めた様式による納入申告書を市長に提出し、及びその納入金を市に納入しなければならない。

(固定資産課税台帳の閲覧手数料)

第67条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の閲覧手数料は、日進市使用料及び手数料条例(平成12年日進市条例第2号)別表第2に定める額とする。ただし、法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合には、手数料を徴しない。

(固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料)

第67条の3 法第382条の3に規定する固定資

産課税台帳に記載されている事項の証明書(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の交付(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)の手数料は、日進市使用料及び手数料条例別表第2に定める額とする。

附 則

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第7条の3の2 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第33条の3及び第33条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 略

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

第16条の3 略

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

産課税台帳に記載されている事項の証明書(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の交付手数料は、日進市使用料及び手数料条例別表第2に定める額とする。

附 則

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第7条の3の2 平成22年度から令和15年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和3年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第33条の3及び第33条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 略

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

第16条の3 略

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第32条第4項に規定する特定配当等申告書を提出した場合(次に掲げる場合を除く。)に限り適用する

3 略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 略

2 略

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで又は第37条の8の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の2 略

2・3 略

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第35条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の

ものとし、市民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について同条第1項及び第2項並びに第33条の3の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。

(1) 第32条第4項ただし書の規定の適用がある場合

(2) 第32条第4項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるとき。

3 略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 略

2 略

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の2 略

2・3 略

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特例適用配当等申告書(市民税の納

規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

5 略

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の3 略

2・3 略

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第35条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(特例適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第35条の2第1項の規定による申告書

(2) 第35条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

5 略

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の3 略

2・3 略

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の条約適用配当等申告書(市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(条約適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第35条の2第1項の規定による申告書

5 略

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合(第3項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第33条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第20条の3第3項前段に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた年の所得税に係る同条第4項に規定する確定申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合であつて、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第32条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

(2) 第35条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

5 略

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合(第3項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第33条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第20条の3第3項前段に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の同条第4項に規定する条約適用配当等申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合(条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)であつて、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第32条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第25条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。

(日進市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 日進市税条例の一部を改正する条例(令和3年日進市条例第11号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)</p> <p>第35条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第51条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定め</p>	<p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)</p> <p>第35条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第51条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有しない者を除く。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に</p>

<p>るところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2～5 略</p>	<p>掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2～5 略</p>
---	---

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中日進市税条例第32条第4項及び第6項、第33条の9第1項及び第2項、第35条の2第1項ただし書及び第2項、第35条の3第2項及び第3項並びに第51条の7の改正規定並びに同条例附則第16条の3第2項、第20条の2第4項並びに第20条の3第4項及び第6項の改正規定並びに附則第3条第3項の規定 令和6年1月1日

(2) 第1条中日進市税条例第20条の4第1項、第67条の2及び第67条の3の改正規定並びに次条及び附則第4条の規定 民法等の一部を改正する法律(令和3年法律第24号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日

(納税証明書に関する経過措置)

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の日進市税条例第20条の4第1項(地方税法(昭和25年法律第226号)第382条の4に係る部分に限る。)の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第20条の10の規定による証明書の交付について適用する。

(市民税に関する経過措置)

第3条 第1条の規定による改正後の日進市税条例(以下「新条例」という。)第35条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日(以下この項及び次項において「施行日」という。)以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の日進市税条例(次項において「旧条例」という。)第35条の3の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 新条例第35条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和40年法律第33号)第203条の6第1項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)について提出する新条例第35条の3の3第1項に規定する申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第35条の3の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

- 3 附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の日進市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第4条 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の日進市税条例第67条の2(地方税法第382条の4に係る部分に限る。)の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の2の規定による固定資産課税台帳(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の閲覧について適用する。

- 2 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の日進市税条例第67条の3(地方税法第382条の4に係る部分に限る。)の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の3の規定による証明書(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の交付について適用する。

議案第 39 号

日進市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

日進市消防団員等公務災害補償条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和 4 年 6 月 7 日提出

日進市長 近 藤 裕 貴

1 提案理由

この案を提出するのは、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部改正により、株式会社日本政策金融公庫等が行う恩給・共済年金担保融資に関する規定が廃止されたことに伴い、これらについて定める規定を削るため、日進市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する必要があるからであります。

2 主な改正点

株式会社日本政策金融公庫等が行う恩給・共済年金担保融資に関する規定を削る。

日進市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
条 例 第 号

日進市消防団員等公務災害補償条例(昭和41年日進町条例第12号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(損害補償を受ける権利) 第3条 略 2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。	(損害補償を受ける権利) 第3条 略 2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。 <u>ただし、傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。</u>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に担保に供されている傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、この条例の施行の日(次項において「施行日」という。)以後も、なお従前の例により担保に供することができる。

3 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律(令和2年法律第40号)附則第70条第1項及び第71条第1項に規定する申込みに係る傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、施行日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。

議案第40号

日進市旧市川家住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

日進市旧市川家住宅の設置及び管理に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年6月7日提出

日進市長 近藤 裕 貴

1 提案理由

この案を提出するのは、旧市川家住宅に指定管理者制度を導入するために日進市旧市川家住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する必要があるからであります。

2 主な改正点

- (1) 他の文化施設と開館日を統一するため休館日を週3日から週1日に減らすとともに、開館時間を1時間延長する。
- (2) 指定管理者による管理及び管理を行わせる業務の範囲を規定する。

日進市旧市川家住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
 条 例 第 号

日進市旧市川家住宅の設置及び管理に関する条例(平成27年日進市条例第3号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(休館日)</p> <p>第4条 旧市川家住宅の休館日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 月曜日。ただし、月曜日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たる日を除く。</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>(開館時間)</p> <p>第5条 旧市川家住宅の開館時間は、午前9時から<u>午後5時</u>までとする。</p> <p>2 略</p> <p>第9条 略</p> <p>2 入場者及び利用者は、故意又は過失によって旧市川家住宅の施設を汚染し、損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、<u>市長が損害を賠償させることが適当でない</u>と認めるときは、この限りでない。</p> <p><u>(指定管理者による管理)</u></p> <p>第14条 <u>教育委員会は、旧市川家住宅の目的を効果的に達成するために必要があると認めるときは、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、旧市川家住宅の管理を指定管理者に行わせることができる。</u></p> <p>2 <u>前項の規定により旧市川家住宅の管理を指定管理者に行わせようとする場合の指定の手続等は、日進市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年日進市</u></p>	<p>(休館日)</p> <p>第4条 旧市川家住宅の休館日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 月曜日、<u>火曜日及び水曜日</u>。ただし、<u>月曜日、火曜日及び水曜日</u>が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たる日を除く。</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>(開館時間)</p> <p>第5条 旧市川家住宅の開館時間は、午前9時から<u>午後4時</u>までとする。</p> <p>2 略</p> <p>第9条 略</p> <p>2 入場者及び利用者は、故意又は過失によって旧市川家住宅の施設を汚染し、損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、<u>教育委員会が損害を賠償させることが適当でない</u>と認めるときは、この限りでない。</p>

条例第18号)の定めるところによる。

(管理を行わせる業務の範囲)

第15条 前条第1項の規定により旧市川家住宅の管理を指定管理者に行わせる場合における管理業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

(1) 旧市川家住宅の保存及び活用を図る事業

(2) 旧市川家住宅の施設等の維持、管理及び修繕に関する業務

(3) 旧市川家住宅の利用の許可に関する業務

(4) 前各号に掲げるもののほか教育委員会が必要と認める業務

(読替規定)

第16条 第14条第1項の規定により旧市川家住宅の管理を指定管理者に行わせる場合においては、第4条及び第5条中「教育委員会」とあるのは「教育委員会の承認を得て指定管理者」と、第7条、第8条及び第10条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(委任)

第17条 略

(委任)

第14条 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の日進市旧市川家住宅の設置及び管理に関する条例(以下「新条例」という。)第14条の規定による指定管理者の指定に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の前日においても行うことができる。

(経過措置)

3 新条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の旧市川家住宅の管理及び利用について適用し、施行日前の旧市川家住宅の管理(施行日前における改正前の日進市旧市川家住宅の設置及び管理に関する条例(以下「旧条例」という。))第7条第1項の規定によ

る施行日以後の旧市川家住宅の利用の許可に関するを含む。) 及び利用については、旧条例の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

議案第41号

令和4年度日進市一般会計補正予算（第4号）について

令和4年度日進市一般会計補正予算（第4号）を別冊のとおり提出します。

令和4年6月7日提出

日進市長 近 藤 裕 貴

提案理由

地方自治法第218条第1項に基づき提案するものであります。

令和4年度（第4号）

日進市一般会計補正予算書

令和4年度日進市一般会計補正予算（第4号）

令和4年度日進市の一般会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ617,561千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29,103,053千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

令和4年6月7日提出

日進市長 近藤裕貴

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	既定額	補正額	計
15. 国庫支出金		4,765,243	241,480	5,006,723
	4. 国庫交付金	463,011	241,480	704,491
16. 県支出金		2,174,324	910	2,175,234
	1. 県負担金	1,289,171	630	1,289,801
	2. 県補助金	602,683	280	602,963
19. 繰入金		1,178,386	313,753	1,492,139
	2. 基金繰入金	1,178,383	313,753	1,492,136
21. 諸収入		852,593	61,418	914,011
	4. 雑入	724,260	61,418	785,678
歳入合計		28,485,492	617,561	29,103,053

歳 出

単位：千円

款	項	既 定 額	補 正 額	計
1. 議会費		266,456	△1,265	265,191
	1. 議会費	266,456	△1,265	265,191
3. 民生費		13,418,508	302,311	13,720,819
	1. 社会福祉費	5,774,595	163,735	5,938,330
	2. 児童福祉費	7,329,296	138,576	7,467,872
4. 衛生費		2,738,707	165,435	2,904,142
	1. 保健衛生費	1,549,265	560	1,549,825
	2. 清掃費	1,189,442	164,875	1,354,317
7. 商工費		329,820	56,534	386,354
	1. 商工費	329,820	56,534	386,354
8. 土木費		3,192,448	41,502	3,233,950
	2. 道路橋梁費	430,476	630	431,106
	4. 都市計画費	2,454,496	40,872	2,495,368
9. 消防費		970,108	8,800	978,908
	1. 消防費	970,108	8,800	978,908
10. 教育費		3,302,744	44,244	3,346,988
	2. 小学校費	820,836	0	820,836
	3. 中学校費	386,277	0	386,277

単位：千円

款	項	既定額	補正額	計
	4. 社会教育費	641,610	1,090	642,700
	5. 保健体育費	1,108,741	43,154	1,151,895
歳出合計		28,485,492	617,561	29,103,053

第2表 継続費

単位：千円

款	項	事業名	総額	年度	年割額
4. 衛生費	2. 清掃費	日進美化センター既存施設 解体事業	575,785	令和4年度	164,875
				令和5年度	410,910

令和4年度（第4号）

日進市一般会計補正予算説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括 歳入

単位：千円

款	既定額	補正額	計
1. 市税	15,365,556		15,365,556
2. 地方譲与税	183,700		183,700
3. 利子割交付金	7,100		7,100
4. 配当割交付金	100,000		100,000
5. 株式等譲渡所得割交付金	64,000		64,000
6. 法人事業税交付金	90,000		90,000
7. 地方消費税交付金	1,700,000		1,700,000
8. ゴルフ場利用税交付金	1,600		1,600
9. 環境性能割交付金	50,000		50,000
10. 地方特例交付金	106,001		106,001
11. 地方交付税	60,000		60,000
12. 交通安全対策特別交付金	10,000		10,000
13. 分担金及び負担金	236,464		236,464
14. 使用料及び手数料	356,177		356,177
15. 国庫支出金	4,765,243	241,480	5,006,723
16. 県支出金	2,174,324	910	2,175,234
17. 財産収入	10,843		10,843
18. 寄附金	382,505		382,505

単位：千円

款	既 定 額	補 正 額	計
19. 繰入金	1,178,386	313,753	1,492,139
20. 繰越金	300,000		300,000
21. 諸収入	852,593	61,418	914,011
22. 市債	491,000		491,000
歳 入 合 計	28,485,492	617,561	29,103,053

歳 出

款	既 定 額	補 正 額	計
1. 議会費	266,456	△1,265	265,191
2. 総務費	3,053,896		3,053,896
3. 民生費	13,418,508	302,311	13,720,819
4. 衛生費	2,738,707	165,435	2,904,142
5. 労働費	5,042		5,042
6. 農林水産業費	117,978		117,978
7. 商工費	329,820	56,534	386,354
8. 土木費	3,192,448	41,502	3,233,950
9. 消防費	970,108	8,800	978,908
10. 教育費	3,302,744	44,244	3,346,988
11. 災害復旧費	6		6
12. 公債費	1,038,753		1,038,753
13. 諸支出金	1,026		1,026
14. 予備費	50,000		50,000
歳 出 合 計	28,485,492	617,561	29,103,053

単位：千円

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
			△1,265
167,000			135,311
280		60,328	104,827
31,000			25,534
2,226			39,276
			8,800
41,884		1,090	1,270
242,390		61,418	313,753

2 歳 入

1 5 款 国庫支出金

4 項 国庫交付金

目	既 定 額	補 正 額	計
2. 土木費国庫交付金	161,962	1,596	163,558
3. 教育費国庫交付金	75,963	16,167	92,130
4. 総務費国庫交付金	100,000	223,717	323,717
計	463,011	241,480	704,491

1 6 款 県支出金

1 項 県負担金

2. 土木費県負担金	53,542	630	54,172
計	1,289,171	630	1,289,801

1 6 款 県支出金

2 項 県補助金

3. 衛生費県補助金	10,446	280	10,726
計	602,683	280	602,963

1 9 款 繰入金

2 項 基金繰入金

1. 財政調整基金繰入金	1,043,259	313,753	1,357,012
計	1,178,383	313,753	1,492,136

15款 国庫支出金
 16款 県支出金
 19款 繰入金

単位：千円

節		説	明
区 分	金 額		
1. 都市計画費交付金	1,596	社会資本整備総合交付金	1,596
1. 社会教育費交付金	3,355	学校施設環境改善交付金	3,355
2. 小学校費交付金	6,914	学校施設環境改善交付金	6,914
3. 中学校費交付金	5,898	学校施設環境改善交付金	5,898
1. 総務費国庫交付金	223,717	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	223,717

2. 道路橋梁費負担金	630	県道整備支援事業	630

1. 保健衛生費補助金	280	がん患者アピアランスケア支援事業	280

1. 財政調整基金繰入金	313,753	財政調整基金繰入金	313,753

2 1 款 諸収入

4 項 雑入

目	既 定 額	補 正 額	計
1. 雑入	724,260	61,418	785,678
計	724,260	61,418	785,678

2 1 款 諸収入

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
3. 衛生雑入	60,328	日進美化センター解体費負担金 60,328
8. 教育雑入	1,090	社会教育講座受講料 90 コミュニティ助成事業助成金 1,000

3 歳 出

1 款 議会費

1 項 議会費

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 議会費	266,456	△1,265	265,191				△1,265
計	266,456	△1,265	265,191				△1,265

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

5. 臨時特別給付金給付事業費	108,659	163,735	272,394	90,000 国			73,735
計	5,774,595	163,735	5,938,330	90,000			73,735

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

2. 児童措置費	1,988,357	132,673	2,121,030	74,000 国			58,673
----------	-----------	---------	-----------	-------------	--	--	--------

1 款 議会費
3 款 民生費

単位：千円

節		説 明	
区 分	金 額	細 節	
3. 職員手当等	△1,265	期末手当（議員）	△1,265
			議員活動支援事務 期末手当
			△1,265 △1,265

3. 職員手当等	200	時間外勤務手当	200	臨時特別給付金給付事業	163,735
				職員手当	200
10. 需用費	99	印刷製本費	99	印刷製本費	99
				通信運搬費	572
				口座振込手数料	209
11. 役務費	1,428	通信運搬費	572	派遣手数料	647
				電算事務委託料	6,600
				コールセンター業務委託料	2,660
		手数料	856	にっしんくらし応援給付金	150,000
				返還金	2,748
12. 委託料	9,260				
18. 負担金、補助及び交付金	150,000	補助金	150,000		
22. 償還金、利子及び割引料	2,748				

1. 報酬	81	報酬（会計年度任用職員）	81	子育て世帯生活支援特別給付金支給事業	132,673
				報酬（会計年度任用職員）	81
				費用弁償（会計年度任用職員）	3
8. 旅費	3	費用弁償（会計年度任用職員）	3	印刷製本費	108
				通信運搬費	169
				手数料	242
				電算事務委託料	2,070
10. 需用費	108	印刷製本費	108	にっしん子育て世帯応援給付金	130,000

3款 民生費

2項 児童福祉費

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2. 児童措置費							
3. 保育所費	4,147,445	5,903	4,153,348	国 3,000 3,000			2,903
計	7,329,296	138,576	7,467,872	77,000			61,576

4款 衛生費

1項 保健衛生費

3. 予防費	1,002,025	560	1,002,585	県 280 280			280
計	1,549,265	560	1,549,825	280			280

4款 衛生費

2項 清掃費

3. し尿処理費	272,690	164,875	437,565			諸 60,328 60,328	104,547
計	1,189,442	164,875	1,354,317			60,328	104,547

3款 民生費
4款 衛生費

単位：千円

節				説 明	
区 分	金 額	細 節			
11. 役務費	411	通信運搬費	169		
		手数料	242		
12. 委託料	2,070				
18. 負担金、補助及び交付金	130,000	補助金	130,000		
10. 需用費	5,903	賄材料費	5,903	公立保育園管理運営事業 賄材料費	5,903 5,903

18. 負担金、補助及び交付金	560	補助金	560	がん検診推進事業 がん患者アピランス用品購入費助成金	560 560

12. 委託料	7,453			日進美化センター既存施設解体事業 監理業務委託料	164,875 7,453
14. 工事請負費	157,422			解体撤去工事	157,422

7款 商工費

1項 商工費

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2. 商工振興費	206,060	54,102	260,162	30,000 国			24,102
3. 観光費	31,207	2,432	33,639	1,000 国			1,432
計	329,820	56,534	386,354	31,000			25,534

8款 土木費

2項 道路橋梁費

3. 道路整備事業費	182,882	630	183,512	630 県			
計	430,476	630	431,106	630			

8款 土木費

4項 都市計画費

3. 土地区画整理費	210,710	4,788	215,498	1,596 国			3,192
4. 下水道費	662,009	36,084	698,093				36,084
計	2,454,496	40,872	2,495,368	1,596			39,276

9款 消防費

1項 消防費

3. 消防施設費	10,996	8,800	19,796				8,800
計	970,108	8,800	978,908				8,800

7款 商工費
 8款 土木費
 9款 消防費

単位：千円

節		説 明	
区 分	金 額	細 節	
12. 委託料	54,102		商工業振興事業 54,102 キャッシュレス決済ポイント還元事業委託料 54,102
18. 負担金、補助及び交付金	2,432	補助金 2,432	観光振興事業 2,432 にしん観光まちづくり協会補助金 2,432

13. 使用料及び賃借料	630		県道整備支援事業 630 市道用地借上料 630

18. 負担金、補助及び交付金	4,788	補助金 4,788	香久山西部土地区画整理組合推進支援事業 4,788 区画整理組合補助金 4,788
27. 繰出金	36,084		下水道事業会計繰出金 36,084 下水道事業会計繰出金 36,084

14. 工事請負費	8,800		消防施設維持管理事業 8,800 防火水槽撤去工事 8,800

10款 教育費

2項 小学校費

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 学校管理費	459,341	0	459,341	6,914			△6,914
				国 6,914			
計	820,836	0	820,836	6,914			△6,914

10款 教育費

3項 中学校費

1. 学校管理費	224,852	0	224,852	5,898			△5,898
				国 5,898			
計	386,277	0	386,277	5,898			△5,898

10款 教育費

4項 社会教育費

1. 社会教育総務費	164,141	1,090	165,231			1,090	
						諸 1,090	
計	641,610	1,090	642,700			1,090	

10款 教育費

5項 保健体育費

2. 体育施設費	241,311	0	241,311	3,355			△3,355
				国 3,355			
3. 学校給食費	813,606	43,154	856,760	25,717			17,437
				国 25,717			
計	1,108,741	43,154	1,151,895	29,072			14,082

10款 教育費

単位：千円

節		説明	
区分	金額	細節	
			小学校管理事業 財源補正

			中学校管理事業 財源補正

10. 需用費	141	消耗品費 55 印刷製本費 86	社会教育推進事業 消耗品費 55 印刷製本費 86 青少年健全育成事業委託料 949	1,090
12. 委託料	949			

			スポーツ施設維持修繕事業 財源補正	
10. 需用費	43,154	賄材料費 43,154	学校給食調理事業 賄材料費	43,154 43,154

給 与 費 明 細 書

1 特別職

区 分	職員数 (人)	給 与 費							共済費 (千円)	合 計 (千円)	備考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給 率(月分)	地 域 手 当 (千円)	寒冷地 手 当 (千円)	その他 の 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	長 等	3	30,456	11,640 3.25			75	42,171	14,947	57,118	
	議 員	20	104,729	39,861 3.25				144,590	33,491	178,081	
	その 他の 特別職	1,581	131,772					131,772		131,772	
	計	1,604	236,501	30,456	51,501		75	318,533	48,438	366,971	
補 正 前	長 等	3	30,456	11,640 3.25			75	42,171	14,947	57,118	
	議 員	20	104,729	41,126 3.25				145,855	33,491	179,346	
	その 他の 特別職	1,581	131,772					131,772		131,772	
	計	1,604	236,501	30,456	52,766		75	319,798	48,438	368,236	
比 較	長 等	0	0	0 0.00			0	0	0	0	
	議 員	0	0	△1,265 0.00				△1,265	0	△1,265	
	その 他の 特別職	0	0					0		0	
	計	0	0	0	△1,265		0	△1,265	0	△1,265	

2 一般職

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	504 (543)	673,029	1,836,846	1,449,204	3,959,079	905,129	4,864,208	
補正前	504 (540)	672,948	1,836,846	1,449,004	3,958,798	905,129	4,863,927	
比 較	0 (3)	81	0	200	281	0	281	

備考 職員数（ ）内は、再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員について外書き

職員 手当 の 内訳	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務 手当 (千円)
	補正後	42,225	251,848	35,153	21,467	37	146,678
	補正前	42,225	251,848	35,153	21,467	37	146,478
	比 較	0	0	0	0	0	200
	区 分	宿日直手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補正後		57,737	520,067	346,721	25,875	1,396
	補正前		57,737	520,067	346,721	25,875	1,396
	比 較		0	0	0	0	0

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	504 (33)		1,836,846	1,346,421	3,183,267	905,129	4,088,396	
補正前	504 (33)		1,836,846	1,346,221	3,183,067	905,129	4,088,196	
比 較	0 (0)		0	200	200	0	200	

備考 職員数（ ）内は、再任用短時間勤務職員について外書き

職員 手当 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務 手当 (千円)
	補正後	42,225	251,848	35,153	21,467	37	146,678
	補正前	42,225	251,848	35,153	21,467	37	146,478
	比 較	0	0	0	0	0	200
職員 手当 の内訳	区 分	宿日直手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補正後		57,737	417,284	346,721	25,875	1,396
	補正前		57,737	417,284	346,721	25,875	1,396
	比 較		0	0	0	0	0

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	0 (510)	673,029		102,783	775,812		775,812	
補正前	0 (507)	672,948		102,783	775,731		775,731	
比 較	0 (3)	81		0	81		81	

備考 職員数（ ）内は、短時間勤務職員について外書き

職員 手当 の 内訳	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務 手当 (千円)
	補正後						
	補正前						
	比 較						
	区 分	宿日直手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補正後			102,783			
	補正前			102,783			
	比 較			0			

継続費についての令和2年度末までの支出額、令和3年度末までの支出額
及び令和4年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書

款	項	事業名	全 体 計 画						令和2年 度末まで の支出額	令和3年 度末まで の支出額	令和4年度 支出予定額	令和4年度 末までの支 出予定額	令和5年度 以降支出予 定額	継続費の 総額に対 する進捗 率	
			年度	年割額	左の財源内訳										一般財源
					特定財源										
					国 県 支出金	地方債	その他								
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	%		
4 衛生費	2 清掃費	日進美化 センター 既存施設 解体事業	4	164,875			60,328	104,547			164,875	164,875		28.6	
			5	410,910	146,000		96,930	167,980					410,910	71.4	
			計	575,785	146,000		157,258	272,527			164,875	164,875	410,910	100.0	

議案第42号

令和4年度日進市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

令和4年度日進市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出します。

令和4年6月7日提出

日進市長 近藤 裕 貴

提案理由

地方自治法第218条第1項に基づき提案するものであります。

令和4年度（第1号）

日進市国民健康保険特別会計補正予算書

令和4年度日進市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和4年度日進市の国民健康保険特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ400千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,539,464千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年6月7日提出

日進市長 近藤裕貴

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	既定額	補正額	計
2. 県支出金		4,286,324	400	4,286,724
	1. 県補助金	4,286,323	400	4,286,723
歳入合計		6,539,064	400	6,539,464

歳 出

単位：千円

款	項	既 定 額	補 正 額	計
2. 保険給付費		4,229,989	400	4,230,389
	6. 傷病手当諸費	1	400	401
歳 出 合 計		6,539,064	400	6,539,464

令和4年度（第1号）

日進市国民健康保険特別会計補正予算説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

単位：千円

款	既定額	補正額	計
1. 国民健康保険税	1,437,551		1,437,551
2. 県支出金	4,286,324	400	4,286,724
3. 財産収入	635		635
4. 繰入金	809,393		809,393
5. 繰越金	1		1
6. 諸収入	5,160		5,160
歳入合計	6,539,064	400	6,539,464

歳 出

款	既 定 額	補 正 額	計
1. 総務費	48,338		48,338
2. 保険給付費	4,229,989	400	4,230,389
3. 国民健康保険事業費納付金	2,157,397		2,157,397
4. 財政安定化基金拠出金	1		1
5. 保健事業費	82,436		82,436
6. 基金積立金	635		635
7. 公債費	1		1
8. 諸支出金	10,267		10,267
9. 予備費	10,000		10,000
歳 出 合 計	6,539,064	400	6,539,464

単位：千円

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
400			0
400			0

2 歳 入

2 款 県支出金

1 項 県補助金

目	既 定 額	補 正 額	計
1. 保険給付費等交付金	4,286,323	400	4,286,723
計	4,286,323	400	4,286,723

2款 県支出金

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
2. 特別交付金	400	特別交付金 400

3 歳 出

2 款 保険給付費

6 項 傷病手当諸費

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 傷病手当金	1	400	401	400 県			
計	1	400	401	400			

2款 保険給付費

単位：千円

節		説明	
区分	金額	細節	
18. 負担金、補助及び交付金	400	補助金 400	傷病手当金 400 傷病手当金補助金 400

議案第43号

令和4年度日進市下水道事業会計補正予算（第1号）について

令和4年度日進市下水道事業会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出します。

令和4年6月7日提出

日進市長 近藤 裕 貴

提案理由

地方自治法第218条第1項に基づき提案するものであります。

令和4年度（第1号）

日進市下水道事業会計補正予算書

令和4年度日進市下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和4年度日進市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和4年度日進市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（既決予定量） （補正予定量） （計）

（4）主要な建設改良事業

・下水道管渠埋設工事	273,741千円	47,100千円	320,841千円
・処理場改築工事	60,647千円	△29,000千円	31,647千円

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 資本的収入	942,249千円	9,384千円	951,633千円
第1項 企業債	265,300千円	△10,900千円	254,400千円
第3項 他会計補助金	468,949千円	36,084千円	505,033千円
第4項 国庫補助金	155,732千円	△15,800千円	139,932千円
支 出			
第1款 資本的支出	1,191,354千円	9,384千円	1,200,738千円
第1項 建設改良費	605,062千円	18,100千円	623,162千円
第2項 企業債償還金	585,137千円	△8,716千円	576,421千円

（企業債の補正）

第4条 予算第5条に定めた限度額を次のように改める。

（起債の目的）	（既決限度額）	（補正限度額）	（計）
公共下水道事業	265,300千円	△10,900千円	254,400千円

（他会計からの補助金の補正）

第5条 予算第9条中「658,153千円」を「694,237千円」に改める。

（債務負担行為）

第6条 予算第9条の次に次の1条を加える。

(債務負担行為)

第10条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
処理場老朽化施設更新業務 委託事業	令和5年度	187,000 千円

令和4年6月7日提出

日進市長 近 藤 裕 貴

令和4年度（第1号）

日進市下水道事業会計補正予算説明書

令和4年度日進市下水道事業会計補正予算実施計画

資本的收入及び支出

収 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
01 資本的收入			(千円)	(千円)	(千円)	
			942,249	9,384	951,633	
	01 企業債		265,300	△ 10,900	254,400	
		01 企業債	265,300	△ 10,900	254,400	
	03 他会計補助金		468,949	36,084	505,033	
		01 他会計補助金	468,949	36,084	505,033	
	04 国庫補助金		155,732	△ 15,800	139,932	
		01 国庫補助金	155,732	△ 15,800	139,932	

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
01 資本の支出			(千円)	(千円)	(千円)	
			1,191,354	9,384	1,200,738	
	01 建設改良費		605,062	18,100	623,162	
		01 管路建設費	379,814	47,100	426,914	
		03 処理場建設改良費	60,647	△ 29,000	31,647	
	02 企業債償還金		585,137	△ 8,716	576,421	
		01 企業債償還金	585,137	△ 8,716	576,421	

令和4年度日進市下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位 千円)

1	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	当年度純利益	62,514
	減価償却費	1,118,589
	長期前受金戻入額	△ 944,880
	支払利息	122,728
	受取利息 (△は益)	△ 1
	固定資産除却費	3,958
	未収金の増減額 (△は増加)	1,554
	未払金の増減額 (△は減少)	3,616
	引当金の増減額 (△は減少)	672
	貸倒引当金の増減額 (△は減少)	64
	小計	368,814
	利息の受取額	1
	利息の支払額	△ 122,728
	業務活動によるキャッシュ・フロー	246,087
2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△ 541,512
	他会計負担金による収入	1,323
	他会計補助金による収入	486,839
	国庫補助金等による収入	128,478
	分担金及び負担金による収入	45,884
	投資活動によるキャッシュ・フロー	121,012
3	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	254,400
	建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 576,421
	財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 322,021
	資金増加額 (又は減少額)	45,078
	資金期首残高	174,669
	資金期末残高	219,747

債務負担行為に関する調書

事 項	限度額	前年度末までの支払義務発生（見込）額		当該年度以降の支払義務発生予定額		左の財源内訳		
		期間	金額	期間	金額	企業債	国庫補助金	その他
下水処理施設等包括的民間委託事業	千円 2,080,100		千円	令和4～ 8年度	千円 2,080,100	千円	千円	千円 2,080,100
処理場老朽化施設更新業務委託事業	187,000			令和 5年度	187,000	56,900	100,273	29,827

令和4年度日進市下水道事業予定貸借対照表

(令和5年3月31日)

(単位 千円)

		資産の部		
1	固定資産			
	有形固定資産			
	イ 土地		2,024,780	
	ロ 建物	1,459,014		
	減価償却累計額	<u>△ 174,625</u>	1,284,389	
	ハ 構築物	24,355,148		
	減価償却累計額	<u>△ 2,038,845</u>	22,316,303	
	ニ 機械及び装置	4,574,438		
	減価償却累計額	<u>△ 1,282,500</u>	3,291,938	
	ホ 建設仮勘定		<u>13,221</u>	
	有形固定資産合計		<u>28,930,631</u>	
	固定資産合計			28,930,631
2	流動資産			
	(1) 現金・預金		219,747	
	(2) 未収金	101,209		
	貸倒引当金	<u>△ 290</u>	100,919	
	流動資産合計			<u>320,666</u>
	資産合計			<u>29,251,297</u>
		負債の部		
3	固定負債			
	企業債			
	建設改良費等の財源に充てるための企業債		<u>7,570,208</u>	
	企業債合計		<u>7,570,208</u>	
	固定負債合計			7,570,208
4	流動負債			
	(1) 企業債			
	建設改良費等の財源に充てるための企業債		<u>582,019</u>	
	企業債合計		582,019	
	(2) 未払金		126,230	
	(3) 引当金			
	イ 賞与引当金	7,459		
	ロ 法定福利費引当金	<u>1,426</u>		
	引当金合計		8,885	
	流動負債合計			717,134
5	繰延収益			
	長期前受金		21,784,871	
	収益化累計額		<u>△ 2,924,434</u>	
	繰延収益合計			<u>18,860,437</u>
	負債合計			<u>27,147,779</u>
		資本の部		
6	資本金			781,323
7	剰余金			
	(1) 資本剰余金			
	イ 受贈財産評価額		0	
	ロ 国庫補助金	1,020,583		
	ハ 他会計補助金	<u>21,600</u>		
	資本剰余金合計		1,042,183	
	(2) 利益剰余金			
	イ 建設改良積立金	1,784		
	ロ 当年度未処分利益剰余金	<u>278,228</u>		
	利益剰余金合計		<u>280,012</u>	
	剰余金合計			<u>1,322,195</u>
	資本合計			<u>2,103,518</u>
	負債資本合計			<u>29,251,297</u>

注 記

第1 重要な会計方針

1 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

・減価償却の方法	定額法
・主な耐用年数	
建物	8年～50年
構築物	10年～50年
機械及び装置	6年～30年

2 引当金の計上方法

(1) 退職給付引当金

本市は、愛知県市町村職員退職手当組合に加入しており、当該組合の負担金について積立金の不足等に応じて発生する追加的な費用は、一般会計において措置するため、退職給付引当金を計上していない。

(2) 賞与引当金

職員の期末手当及び勤勉手当の支給に備えるため、当事業年度末における支給見込額に基づき、当事業年度の負担に属する額を計上している。

(3) 法定福利費引当金

職員の期末手当及び勤勉手当に係る法定福利費の支出に備えるため、当事業年度末における支出見込額に基づき、当事業年度の負担に属する額を計上している。

(4) 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率等による回収不能見込額を計上している。

3 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

第2 予定貸借対照表関連

企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債（当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む。）のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は438,952千円である。

第3 セグメント情報の開示

1 報告セグメントの概要

日進市下水道事業は、公共下水道事業、農業集落排水事業を運営しており、各事業で運営方針等を決定していることから、公共下水道事業、農業集落排水事業の2つを報告セグメントとしている。

なお、各報告セグメントに属する事業の内容は以下のとおりである。

事業区分	事業の内容
公共下水道事業	北部処理区、南部処理区及び梅森処理区における汚水処理事業
農業集落排水事業	相野山浄化センターが処理する区域における汚水処理事業

2 報告セグメントごとの営業収益等

当年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）

（単位：千円）

	公共下水道事業	農業集落排水事業	合計
営業収益	754,508	2,710	757,218
営業費用	1,776,901	11,599	1,788,500
営業損益	△1,022,393	△8,889	△1,031,282
経常損益	62,293	221	62,514
セグメント資産	29,045,430	205,867	29,251,297
セグメント負債	26,993,146	154,633	27,147,779
その他の項目			
他会計繰入金	698,093	2,590	700,683
減価償却費	1,111,820	6,769	1,118,589
特別利益	1	0	1
特別損失	1	0	1
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	562,628	1,250	563,878

令和4年度（第1号）

日進市下水道事業会計補正予算実施計画明細書

令和4年度日進市下水道事業会計補正予算実施計画明細書

資本的收入及び支出

収 入

款	項	目	節	
01 資本的收入				
	01 企業債			
		01 企業債		
			001 企業債	
	03 他会計補助金			
		01 他会計補助金		
			001 他会計補助金	
04 国庫補助金				
	01 国庫補助金			
		001 国庫補助金		

支 出

款	項	目	節
01 資本の支出			
	01 建設改良費		
		01 管路建設費	
			024 工事請負費
		03 処理場建設改良費	
		022 委託料	
	02 企業債償還金		
01 企業債償還金			
		057 企業債償還金	

既決予定額	補正予定額	計	備 考
(千円)	(千円)	(千円)	
942,249	9,384	951,633	
265,300	△ 10,900	254,400	
265,300	△ 10,900	254,400	
265,300	△ 10,900	254,400	
468,949	36,084	505,033	
468,949	36,084	505,033	
468,949	36,084	505,033	
155,732	△ 15,800	139,932	
155,732	△ 15,800	139,932	
155,732	△ 15,800	139,932	

既決予定額	補正予定額	計	備 考
(千円)	(千円)	(千円)	
1,191,354	9,384	1,200,738	
605,062	18,100	623,162	
379,814	47,100	426,914	
275,116	47,100	322,216	
60,647	△ 29,000	31,647	
40,000	△ 29,000	11,000	老朽化施設更新業務委託料
585,137	△ 8,716	576,421	
585,137	△ 8,716	576,421	
585,137	△ 8,716	576,421	

議案第44号

工事請負契約の締結について
(西小学校始め9校／特別教室等空調設備設置工事)

下記のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和4年6月7日提出

日進市長 近藤裕貴

記

- | | |
|-----------|--|
| 1 工 事 名 | 西小学校始め9校／特別教室等空調設備設置工事 |
| 2 工 事 場 所 | 西小学校始め9校 |
| 3 契約の金額 | 金235,188,800円 |
| 4 履 行 期 間 | 着手 令和4年7月7日
完了 令和5年3月10日 |
| 5 契約の相手方 | 愛知県日進市折戸町前田7番地1
株式会社カケン 日進支店
支店長 一野 淳二 |
| 6 契約の方法 | 一般競争入札 |

提案理由

この案を提出するのは、日進市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるからであります。

西小学校始め9校／特別教室等空調設備設置工事

1 工事概要

市内小学校9校の特別教室等に空調を設置する。

2 学校別設置室数及び台数

学校名	設置箇所	設置室数 (室)	設置台数 (台)	備考
西小学校	特別教室	4	7	理科2室、図画・工作1室、家庭1室
	配膳室	1	1	
	計	5	8	
東小学校	特別教室	6	9	理科2室、図画・工作1室、家庭1室、 図書室2室
	配膳室	1	1	
	計	7	10	
北小学校	特別教室	5	8	理科1室、図画・工作1室、家庭1室、 図書室1室、特別活動1室
	配膳室	1	1	
	計	6	9	
南小学校	特別教室	5	13	理科2室、図画・工作1室、家庭1室、 特別活動1室
	配膳室	1	1	
	計	6	14	
相野山小学校	特別教室	7	11	理科2室、図画・工作1室、家庭2室、 特別活動2室
	配膳室	1	1	
	計	8	12	
香久山小学校	特別教室	5	9	理科2室、図画・工作1室、家庭1室、 特別活動1室
	配膳室	1	1	
	計	6	10	
梨の木小学校	特別教室	5	10	理科2室、図画・工作1室、家庭2室
	配膳室	1	1	
	計	6	11	
赤池小学校	特別教室	2	4	理科2室
	配膳室	1	1	
	計	3	5	
竹の山小学校	特別教室	11	16	理科2室、生活1室、図画・工作1室、 家庭1室、特別活動6室
	配膳室	1	2	
	計	12	18	
合計	特別教室	50	87	
	配膳室	9	10	
	計	59	97	